

新規・合格

建築設備士(登録証交付)申請書

記入上の注意

- ・記入前に、必ず下記の「登録の欠格事由」をお読み下さい。
- ・数字は算用数字を用いて下さい。
- ・記入は黒のボールペン等を用い太枠内のみ記入して下さい。

私は、建築設備士の登録（登録証交付）を申請します。
この申請書に記入した事項及び添付した書類は真実で正確であることを誓います。
私は、下記に記載されている「登録の欠格事由」のいずれにも該当していないことを誓約します。
また、事実に相違がある場合には、登録を取り消されても異存ありません。

年 月 日

一般社団法人建築設備技術者協会 会長 殿

申請者氏名

フリガナ			生年月日	性別	写真貼付欄 縦4cm×横3cm
氏名	(姓)	(名)	年 月 日	男・女	
資格番号	第		号	本籍地 (外国籍の方は国籍)	都道 府県
現住所	〒 - 電話 () -				
勤務先					
勤務先所在地	〒 - 電話 () -				
日中に連絡のとれる電話番号	電話 () -				
Eメールアドレス	@				
登録情報の用途 (いずれかにチェック)	建築設備士の登録情報は、協会からの以下いずれかの用途に利用させていただくことがあります。 ①建築設備士登録内容の変更確認、②建築設備士への情報提供、③建築設備士の世論調査 <input type="checkbox"/> 登録情報の用途に同意します。 <input type="checkbox"/> 登録情報の用途に同意しません。				

登録の欠格事由

1. 未成年者
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
3. 建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなった日から起算して二年を経過しない者
4. 精神の機能の障害により建築設備士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

※下記のいずれかに該当する方は、登録をしないものとしますのでご留意下さい。

- ・破産者で復権を得ない者
- ・虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受け、又はその業務に関し不誠実な行為を行ったことにより登録を抹消され、その抹消の日から二年を経過しない者

協会記入欄	登録番号	登録日	交付日

郵便振替払込金受領証貼付欄

〔書面により申請する場合は、この点線内に全面のりづけして下さい〕

【個人情報の取扱いについて】

建築設備士登録（登録証交付）申請書に記載いただいた個人情報は、個人情報保護法及び当協会個人情報保護方針に基づき適正に管理・保護いたします。次の場合を除き、個人データを第三者に開示または提供を行いません。

- 1) 本人が同意している場合
- 2) 個人情報保護法その他の法令等により、本人の同意を得ずに提供が認められている場合